

育休取得促進行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日～ 令和9年3月31日

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」をめざし、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る

＜対策＞

- 令和6年7月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年10月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修の実施及び全社員への取り組みの周知

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する

＜対策＞

- 令和6年7月～ 社員へ聞き取り調査を行い、ニーズを把握し検討開始
- 令和6年12月～ 制度導入
説明会による全社員への制度の周知